

令和8年度太陽光発電設備導入支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルに対する事項

(1) 件名

令和8年度太陽光発電設備導入支援業務委託

(2) 履行場所

川崎市内ほか

(3) 履行期間

契約を締結した日から令和9年3月31日まで

(4) 業務概要

ア 業務目的

2050年の脱炭素社会実現に向けて、本市において最も導入ポテンシャルのある建築物への太陽光発電設備設置を普及していくことが重要であり、令和7年4月からは、「特定建築事業者太陽光発電設備導入制度」を開始した。このような状況を踏まえ、本業務は、市民及び事業者に対する太陽光発電の普及促進・太陽光発電設備の導入支援の遂行を目的とする。

(ア) 目指す方向性

太陽光発電の普及促進によって、「市民自らが太陽光発電に関心を持ち、設備設置を検討・実施する」ようになり、「事業者が設備設置をしようとする市民に対して太陽光発電設備等の設置提案を適切に行う」といった好循環が生まれるよう、市民・事業者の意識醸成を図り、「太陽光発電設備の導入が身近で当たり前」となる社会の実現を目指す。

(イ) 本業務について

本業務は、太陽光発電設備普及促進に向けた広報を進めるにあたっての企画立案、ポータルサイトを中心とした様々な媒体を活用しての情報発信等を行うとともに、太陽光発電設備普及事業者登録制度（以下「登録制度」という。）を円滑に運用し、太陽光発電設備の導入を支援するため、次のとおり委託するものである。

イ 業務内容

(ア) 太陽光発電設備の普及促進に係る広報

- a 広報等に関する企画立案及び支援業務
- b 普及促進に係る支援業務

(イ) 太陽光発電設備の導入支援に係る取組（登録制度の運用）

- a 登録制度に係る研修コンテンツの更新
- b 登録制度に関する事務局の運営
- c 登録事業者への研修の実施

(ウ) 効果測定及び報告書

ウ 委託金額の上限

総額 12,285,900 円（消費税相当額含む）

2 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望する事業者は、次の条件を全て満たす必要があります。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 評価委員会実施時に、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務（99）」種目「広告代理店（08）」で登録されていること。

3 契約締結までのスケジュール（予定）

項目	予定日
募集開始	1月20日（火）
参加意向申出書の提出期限	1月27日（火）午後5時必着
参加資格確認結果の通知	1月30日（金）
質問書の提出期限	2月4日（水）午後5時必着
質問回答	2月10日（火）
企画提案書の提出期限	2月17日（火）午後5時必着
評価委員会の開催	2月25日（水）
契約締結	4月1日（水）

4 実施事務手順

（1）参加意向申出書の配布及び提出

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次により参加意向申出書（様式1）及び類似業務の契約実績を証する書類を提出してください。

ア 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎21階
担当：川崎市環境局脱炭素戦略推進室 油座、加地
時間：午前9時～午後5時（閉庁日及び正午～午後1時を除く）
電話：044-200-2514（直通）
FAX：044-200-3921
メール：30dtanso@city.kawasaki.jp

参加意向申出書（様式1）は上記窓口で配布するほか、川崎市ホームページからのダウンロードも可能です。なお、類似業務の契約実績を証する書類については、様式の定めはありません。

イ 配布期間

令和8年1月20日（火）～令和8年1月27日（火）

ウ 提出方法

電子メール、持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）

※電子メールで提出する場合は、件名を「【参加意向申出書】令和8年度太陽光発電設備導入支援業務委託」としてください。

エ 提出期限

令和8年1月27日（火）午後5時

ただし、郵送の場合は令和8年1月27日（火）午後5時必着とします。

※令和8年1月27日（火）午後5時を過ぎて提出されたものについては、受け付けません。

（2）提案資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書（様式1）を提出した者には、令和8年1月30日（金）までに提案資格確認結果通知書を電子メールにて送付します。ただし、電子メールアドレスを登録していない場合は、上記「4(1)ア」まで直接受け取りに来るようお願いいたします。

（3）質問の受付

委託内容等に関する質問を受け付けます。

ア 質問方法

質問書（様式2）を電子メールまたは持参にて提出してください。電子メールアドレスや担当者は、上記「4(1)ア」に記載のとおりです。

※電子メールで提出する場合は、件名を「【質問書】令和8年度太陽光発電設備導入支援業務委託」としてください。

※電話、FAXによる質問は受け付けません。

イ 受付期間

令和8年1月20日（火）～令和8年2月4日（水）午後5時

※受付期間を過ぎた質問については回答しませんので、ご注意ください。

ウ 回答方法

令和8年2月10日（火）までに、全社に電子メールにて回答を送付します。ただし、電子メールアドレスを登録していない場合は、上記「4(1)ア」まで直接受け取りに来るようお願いいたします。

（4）企画提案書等の提出

企画提案書、見積書、業務実績及び担当者の経験等を示す書類を次のとおり PDF 形式で提出してください。

ア 提出書類

（7）企画提案書

- 書式は任意とする。
- 大きさ及び枚数は、A4サイズ横型で、10枚以内（表紙は含まず）とする。
- 企画提案内容として、次の事項について記載すること。
 - ・当該事業に対する企画提案者の考え方、取組の基本姿勢及び基本方針
 - ・広報戦略に沿ったPRのアイデア・手法等
 - ・事業スケジュール
 - ・業務全般の実施体制
 - ・その他提案者が必要と認める事項
- 正本と副本をそれぞれ提出すること。正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。

（8）見積書

- 書式は任意とする。
- 見積額とその積算の根拠を示すこと。
- 大きさはA4サイズで、枚数は任意とする。
- 正本と副本をそれぞれ提出すること。正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。

（9）業務実績及び担当者の経験等を示す書類

- 書式は任意とする。
- 大きさはA4サイズ横型で、枚数は任意とする。
- 正本と副本をそれぞれ提出すること。正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。

イ 提出方法

電子メール、市の指定するオンラインストレージサービス又は上記書類データを格納したCD-Rを持参（窓口は上記「4(1)ア」参照）もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）。

※電子メールで提出する場合は、件名を「【企画提案書等】令和8年度太陽光発電設備導入支援

「業務委託」としてください。

ウ 提出期限

令和8年2月17日（火）午後5時

ただし、郵送の場合は令和8年2月17日（火）午後5時必着とします。

※令和8年2月17日（火）午後5時を過ぎて提出されたものについては、受け付けません。

(5) 評価委員会の開催

「令和8年度太陽光発電設備導入支援業務委託に係る企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、次の「評価の着眼点」に基づき、提案内容の審査及び評価を行い、受託者を特定します。

評価委員会では、企画提案書を使用し、持ち時間20分間でプレゼンテーションを行っていただき、その後10分間の質疑を行います。

なお、オンラインでの開催等に変更する場合があります。

ア 開催日時・場所

(ア) 開催日時 令和8年2月25日（水）の発注者が指定する時間

(イ) 開催場所 発注者が指定する場所

※各社の開始時刻及び開催場所は、決定次第通知します。

イ 評価項目・配点

評価項目	評価の着眼点	配点
1 目的の理解		
①目的等の理解度	本業務の目的を理解し、本市の方向性と合致した提案であるか。	5
②太陽光発電設備等の知見	太陽光発電設備や環境施策の知見を有しているか。	5
2 普及促進に係る広報		
③企画立案等	本業務の目的に沿いつつ、具体的な課題整理・企画立案に向けた手法が提案されているか。	10
④ポータルサイトの運用	安定的なポータルサイトの運用が提案されているか。	5
⑤広報物の作製	市民等に対してわかりやすく、魅力があり、効果的な広報物となるような提案がなされているか。	10
⑥イベント等の実施	③の企画提案を踏まえ、効果的かつ実現可能な提案となっているか。	10
⑦ターゲット設定	⑤⑥について、既に設備導入を検討している層だけでなく、太陽光発電に关心が無い層に対しても働きかけられるよう工夫した提案となっているか。	5
3 導入支援に係る取組		
⑧登録制度の運用	研修コンテンツ更新や事務局運営、登録事業者への研修等、遅滞なく効果的に実施できる提案となっているか。	5
⑨登録制度の改善等に関する提案	事業者の意欲向上に資する仕組み作りや、市民がより活用しやすい制度とするための改善等、本制度を持続的なものとするための提案がなされているか。	5
4 実施体制等		
⑩事業スケジュール	事業スケジュールが具体的であり、適切か。	5
⑪専門的知識・人員配置	本業務の実施にあたって専門的な知見等を有しており、効果的かつ確実に業務を遂行できる人員配置となっているか。	5
⑫提案内容と見積額の整合性	提案した実施内容や体制等に対して、適切な経費が見積もられているか。	5

※絶対評価による客観的採点を行います。

ウ 順位の決定方法

各評価委員の採点を集計し、合計点により順位を決定します。基準点を満点の6割とし、基準点以上の提案者のうち、合計点が最も高い企画提案を行った事業者を受託予定者として選定します。

なお、同点の企画提案が複数あった場合には、委員の協議により順位を決定します。

エ 注意事項

(ア) 当日は、事務局で用意するモニターを使用できます。ただし、端末（パソコン等）は各自で持参してください。

(イ) やむを得ず開催方法を変更する場合は、別途連絡します。

(6) 審査結果の通知

評価委員会における審査結果を電子メールにてお知らせします。ただし、電子メールアドレスを登録していない場合は、上記「4(1)ア」まで直接受け取りに来るようお願いいたします。

(7) 契約締結

評価委員会において受託者として特定された者と、本業務にかかる契約締結の協議を行い、契約を締結します。なお、受託者は契約書を作成する必要があります。

契約保証金については、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除となります、それ以

外の場合は契約金額の 10%を納付する必要があります。

5 その他

(1) 提出書類の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(2) 応募の辞退

参加資格確認結果通知書交付後に、応募を辞退することになった場合には、辞退届（様式3）を令和8年2月17日（火）午後5時までに上記「4(1)ア」に持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）してください。

ただし、郵送の場合は令和8年2月17日（火）午後5時必着とします。

(3) 虚偽の記載をした場合

提出書類に虚偽の記載があった場合には、失格とします。

(4) 提出書類の取扱い

提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

(5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

(6) その他

ア 川崎市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

イ 応募が1社の場合でも評価委員会を開催し、受託者としての適否を判断します。

ウ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

エ 当該入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。

オ 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。

6 各種書類提出先・問い合わせ先

担 当：川崎市環境局脱炭素戦略推進室 油座、加地

住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎21階

電 話：044-200-2514

F A X：044-200-3921

メール：30dtanso@city.kawasaki.jp